

個人情報の開示等の求めに関する手続き

個人情報に関してご本人は、「利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止」（開示等）の求めができます。

当財団では、次の手順で個人情報の開示等の求め（開示等申請）に対応致します。

なお、個人情報の開示等のご申請は、当財団の「[個人情報の取扱いについて](#)」をご確認いただき、ご同意の場合は[所定の用紙（申請書）](#)に必要な書類を添付の上、ご郵送（配達記録郵便や簡易書留郵便など配達記録が確認できる方法）いただくか、ご持参ください。

ただし、明らかに本人と確認できる場合には、上記の手順にかかわらず、個人情報の開示等の求めにご本人がご同意した方法により対応致します。

1	開示等の申請先	<p>(1)申請書による場合、 〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館9F 一般財団法人 流通システム開発センター 総務部の担当者 下記4の検討結果返信用に110円分の切手を同封してください。</p> <p>(2)申請書以外でご本人がご同意した方法による場合、 各部門等の担当者：部門等別連絡先一覧</p>
2	開示等の申請書類	<p>(1) 所定の用紙（申請書）</p> <p>(2)本人確認書類（本人の「お名前」及び「ご住所」が記載されている書類の写し）</p> <p>①1点でよいもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証（注1）（注2） ●写真付住民基本台帳カード ●印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの） ●外国人登録証明書 <p>（注1）裏面に記載事項がある場合には、裏面の写しも必要です。 （注2）当財団は本籍に関する情報を取得しません。本籍記載の箇所を付箋等で隠して写しをお取りください。</p> <p>②次のAとBの2点が必要なもの</p> <p>A 本人の「お名前」が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民票（注3）（発行日から3ヶ月以内のもの） ●写真無住民基本台帳カード ●日本国旅券 ●健康保険被保険者証（注4） ●各種年金手帳 ●公的機関が発行した資格証明書 <p>B Aに加えて本人の「ご住所」が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●税金・公共料金等の請求書又は領収書（住所が記載されている

		<p>もの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●官公庁からの郵便物（本人のご住所宛に届いた消印付のもの） <p>（注3）当財団は戸籍（筆頭者と本籍地）に関する情報を取得しません。住民票の写しを請求される場合には、戸籍の表示がないものをお願いします。</p> <p>（注4）カードサイズの仕様で、裏面に記載事項がある場合には、裏面の写しも必要です。</p> <p>(3)代理権確認書類について</p> <p>代理人の方からのご申請は、「本人確認書類」に代えて「代理権確認書類」を所定の用紙（申請書）と併せてご提出ください。</p> <p>①未成年者の法定代理人（親権者又は未成年被後見人）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●代理権行使通知書 ●戸籍謄本（全部事項証明） ●法定代理人の本人確認書類 <p>②成年被後見人の法定代理人（成年後見人）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●代理権行使通知書 ●登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条） <p>※ 詳細は、東京法務局 民事行政部 後見登録課にお問い合わせ下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法定代理人の本人確認書類 <p>③委任による代理人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●代理権行使通知書 ●委任状 ●申請者ご本人の印鑑証明書 ●代理人の本人確認書類
3	対応の検討	<p>所定の用紙（申請書）による受付後、本人確認、代理人確認ができたときは、当財団内で検討致します。</p> <p>ただし、次の場合は開示等の求めに応じられない場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼所定の提出書類に不備があった場合 ▼申請書の記載内容により、当財団が保有する個人情報を特定できなかった場合 ▼本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのある場合 ▼違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある場合 ▼国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのある場合 ▼犯罪の予防、鎮圧、又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのある場合

		<p>▼当財団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>▼法令に違反することとなる場合</p> <p>▼国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合</p>
4	検討結果の連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・当財団内で検討した結果は遅滞なく書面により連絡致します。 ・書面の送付先は、所定の用紙（申請書）にご記入いただいた本人又は代理人の住所と致します。

- ・本人又は代理人を証明する書類は、当財団が入手してから6か月以内に責任を持って廃棄致します。

お問い合わせ先

東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル東館 9F

一般財団法人 流通システム開発センター 総務部

電 話 03-5414-8500

FAX 03-5414-8509

E-Mail privacy@gs1.jp

[部門等別連絡先一覧](#)